

日本細菌学雑誌の編集方針と投稿規定

(2024年12月16日改定)

1. 日本細菌学雑誌は、病原微生物学、感染免疫学および関連領域の論文(総説、解説「微生物学の進歩」)、技術講座、ニュース&ビュー、報告、総会抄録等を掲載する。
2. 総説、「微生物学の進歩」等は編集委員会からの依頼原稿を基本とするが、日本細菌学会会員からの投稿も受け付ける。ただし、投稿論文の場合、事前に概要ファイル(Microsoft Word)を下記のアドレスに添付ファイルで送付すること。
gakkai23@kokuhoken.or.jp
掲載可否については編集委員会の判断とする。
3. 総説は著者の業績のみならず広く文献を涉獵しそのテーマの概要が読者に理解できるようにする。したがって引用文献数は制限しない。「微生物学の進歩」はトピックスとなっている研究について、ミニレビュー形式で30編以内の文献を引用して簡潔に読者に解説する。ニュース&ビューは微生物学領域の話題、意見について広くとりあげる。総説、「微生物学の進歩」は第1頁目に表題、著者名、所属機関名、表題英訳、著者ローマ字名、所属機関英訳名、連絡先住所、電話・Fax番号、E-mailアドレスを記す。なおどちらにも400字程度の要約および要約の英訳をつける。ニュース&ビューは第1頁目に表題、著者名、所属機関名、連絡先住所、電話・Fax番号、E-mailアドレスを記す。
4. 原稿はA4判を使用し、媒体はWindowsあるいはMacフォーマットしたものを用いて、本文はWord文書あるいはテキストファイル形式の文書とする。表はWordあるいはExcelで、図・写真はPowerPoint、Excel、tif、jpg、epsなどで作成のこと。以上のファイルに加えて、原稿確認のためにpdfファイルを添付すること。媒体には表題、著者名、使用機種およびソフト名を記載する。
5. 学名は斜体表示にするか、立体表示の場合には当該用語の下に赤色で1本の横線を引く。細菌名等の専門術語は日本細菌学会HP上の『微生物学用語集 英和・和英web版』に従う。
6. 度量衡の単位はm、cm、mm、nm (10⁻⁹m)；l、ml、μl；kg、g、mg、ng、pg (10⁻¹²g)などを用いる。
7. 表および図の原稿にはそれぞれ表1、図1と一連番号を記し、和文の説明をつける。写真は適度なコントラストを示すものでなければならない。本文中には、図表の入る位置を指定する。

8. 引用文献は、本文の最後にアルファベット順にまとめて番号をつけ、著者、年、表題、雑誌名、巻、頁(始頁—終頁)、さらに単行本にあっては著者、表題(一部引用のときは編者、単行本の表題、頁)、発行地、発行所を記入する。

記載例：

- 1) Thorne, S.H., Williams, H.D. (1999): Cell density-dependent starvation survival of *Rhizobium leguminosarum* bv. phaseoli: Identification of the role of an N-acylhomoserine lactone in adaptation to stationary-phase survival. *J. Bacteriol.* **181**, 981–990.
- 2) Williams, P., Swift, S., Stewart, G.S.A.B. (1999): N-acylhomoserine lactones and quorum sensing in proteobacteria. p. 291–314, In Dunny, G.M., Winans, S.C. (eds), *Cell-cell signaling in bacteria*, Washington, D.C., ASM Press.
- 3) 山口博之、大崎敬子、栗原直人、田口晴彦、神谷 茂(1998)： *Helicobacter pylori* のヒト胃上皮細胞への付着性状における熱ショック蛋白 HSP60 の役割. 感染症学雑誌 **72**, 487–492.

本文中における文献の引用にさいしては、当該文献の著者名、あるいは当該記述の直後に文献番号を両括弧で付する。

9. 総説等の論文に、他雑誌等の図表を掲載する場合、あらかじめ転載許可を受けておく。

10. 原稿送付先は、

日本細菌学会事務局 宛
gakkai23@kokuhoken.or.jp

(※メールにてデータをお送り下さい)

11. 著者校正は1回のみとする。その際、新たな追加、あるいは変更はしないこと。

12. 本誌に掲載された論文等の著作物の著作権は本学会に帰属するものとする。

なお、著作権の対象となる著作物の利用方法は、以下に定めるとおりとする。

- ① 著作物の全部または一部を単独かつその内容及び形式に変更を加えずに、紙媒体及び電子的に複製すること。また、その複製物を第三者に配布、送信、もしくは映写すること。
- ② 著作物の全部または一部を Artificial Intelligence (AI; 人工知能)による機械学習に供する目的で複製すること。また、その複製物を AI による機械学習に用いて生成物を生成、もしくは第三者に配布、送信、映写すること。

13. 利益相反(COI)について

投稿原稿の最後に、「COI 開示」として必要事項を以下の例を参考にして記載する

こと。

①申告すべき COI 状態がない場合

<記載例>

発表内容に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などは無い。

②申告すべき COI 状態がある場合

<記載例>

日本細菌学会の規定に従い、COI 開示をする。発表内容に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などを以下に示す。

1. 役員・顧問：あり（XX 製薬）
2. 株保有状態：あり（XX 製薬）
3. 特許使用料：あり（XX 製薬）
4. 講演料・原稿料：あり（XX 製薬）
5. 受託研究費・共同研究費・奨学寄付金：あり（XX 製薬）
6. 寄付講座所属：（XX 製薬）

なお、申告すべき COI 状態の基準については「利益相反基準」を参照のこと。